

平成16年6月15日
経済産業省
九州経済産業局

資格商法2次被害の電話セールス業者2社に行政処分

～契約者名簿を悪用し、「以前の契約はまだ続いていますよ」と嘘の勧誘～

【概要】

経済産業省は、6月15日付けで、ビジネス実用書等（46～48万円）の電話勧誘販売事業者である（株）ピレーインターナショナル（福岡市中央区、以下「ピレー社」という。）及び（株）アドヴァンスブレーン（福岡市中央区、以下「アドヴァンス社」という。）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、再勧誘及び氏名不明示等）を認定し、業務の改善を指示する行政処分を行いました。

1. 両社は、それぞれ、次に示すとおり、過去に資格講座等の契約をしたことのある消費者の職場等に、突然電話をかけて、現在では何の義務も存在しないにもかかわらず、あたかも両社から新たな書籍を購入する義務があるかのような虚偽の勧誘トークをし勧誘していた。

(1) ピレー社

過去にピレー社又は他の会社と資格講座等の契約を締結した消費者に対して電話をかけ、「資格講座は継続している。」「資格講座を終了するためには新しい教材を買わなければならない。」等と告げていた。

(2) アドヴァンス社

過去に他の会社と宅地建物取引主任者（宅建）に関する資格講座の契約を締結した消費者等に対して電話をかけ、「当社は、あなたが契約した会社から業務を引き継いだ。宅建の講座はまだ終了していない。」「講座を終了するためには、教材を購入しなければならない。」等と告げていた。

2 .また、両社は、当該消費者が書籍の購入を断っているにもかかわらず勧誘を続け、あるいは改めて電話をかけて勧誘するなど、違法な再勧誘を行っていた。

【 本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

株式会社ピレーインターナショナル及び株式会社アドヴァンスブレーション
に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社ピレーインター ナショナル	株式会社アドヴァンス ブレーション
代表者名	大内田 英樹	大口 幸治
所在地	福岡市中央区大名二丁目 12番12号	福岡市中央区大名二丁目 12番12号
販売商品及 び販売価格	「企業法務必携」(全8巻、ビデオテープを含む)及び 「ビジネス実務要覧」(全10巻) 46万円～48万円	

(注) アドヴァンス社は、ピレー社の代表取締役が全額出資している
会社である。

2. 取引等の概要

- (1) ピレー社は、アドヴァンス社と営業委託契約を締結し、アドヴァンス社に指示
をしてピレー社の名前で消費者の職場等に電話をかけさせ、「企業法務必携」又
は「ビジネス実務要覧」という名称の書籍の購入について勧誘を行っていた。そ
して、電話等により当該書籍の購入を申込みをした消費者と、ピレー社の名前で
売買契約をしていた。
- (2) アドヴァンス社は、ピレー社から委託を受けて勧誘・販売することとは別に、
自らの名前で消費者の職場等に電話をかけて、当該書籍の購入について勧誘し、
アドヴァンス社として売買契約を締結していた。

3. 違反事実

(1) ㈱ピレーインターナショナル

ア 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

ピレー社は、かつて他の会社又はピレー社と資格講座等に関する契約を締結したことがある消費者に対し、「資格講座は継続している。」「名簿に名前が残っているため、以前に契約した資格講座はまだ終わっていない。」「資格講座を終了するためには、新しい教材を買わなければならない。」等と告げて、あたかも、これらの契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、このためピレー社から書籍を購入する義務があるかのように消費者に思わせて勧誘をしていた。

しかし、実際には、消費者にとって、上記契約に関連する何らかの義務が存在することはなく、このために、ピレー社から書籍を購入する義務は何ら存在しなかった。

イ 再勧誘（特定商取引法第17条）

ピレー社は、電話勧誘を受けた消費者が書籍を購入しないと断ったにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を続け、又は、再び電話をかけて勧誘していた。

ウ 氏名不明示（特定商取引法第16条）

ピレー社の販売員は、電話勧誘をしようとするときに、虚偽の氏名を告げて勧誘していた。

(2) ㈱アドヴァンスブレーン

ア 不実告知（特定商取引法第21条）

アドヴァンス社は、

かつて宅地建物取引主任者（宅建）の資格講座を運営する会社と同講座に関する契約を締結したことがある消費者に対して、「あなたが契約した会社から業務を引き継いだ。宅建の講座はまだ終了していない。」「講座を終了するためには教材を購入しなければならない。」等と告げて、又は、

かつて他の会社又はアドヴァンス社と資格講座等に関する契約を締結したことがある消費者に対して、「以前の講座がまだ続いている。」「講座を終了するためには教材を購入しなければならない。」等と告げて、

あたかも、これらの契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、このためアドヴァンス社から書籍を購入する義務があるかのように消費者に思わせて勧誘をしていた。

しかし、実際には、消費者にとって、上記契約に関連する何らかの義務が現在も存在することはなく、このためにアドヴァンス社から書籍を購入する義務は何ら存在しなかった。

イ 再勧誘（特定商取引法第17条）

アドヴァンス社は、電話勧誘を受けた消費者が書籍を購入しないと断ったにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を続け、又は、再び電話をかけて勧誘していた。

ウ 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、特定商取引法施行規則第23条第1号）

アドヴァンス社は、電話で勧誘する際に、その電話で長時間にわたり勧誘を続け、又は執拗に勧誘し、迷惑を覚えさせた。

エ 氏名不明示(特定商取引法第16条)

アドヴァンス社の販売員は、電話勧誘をしようとするときに、虚偽の氏名を告げて勧誘していた。

4. 指示の内容

上記3. の違反事実を認定し、今後同様の行為をしないよう指示。

5 . 勧誘事例

【ピレー社の事例】

ピレー社から委託を受けて電話勧誘を行っているアドヴァンス社の販売員は、かつて他の会社と第三種電気主任技術者の資格講座に関する契約を結んだことのある消費者Aの職場に電話をかけ、「資格講座を受講されていますが、資格を取っていませんね。」「資格講座は継続しています。」「資格講座を完了させるには、新しい教材を購入してもらわないといけないんですよ。」等と告げて、販売している書籍を教材と称し購入を勧誘した。

これに対し、これまで数回にわたりピレー社等から同様の勧誘を受けてきたAは、とっさに、また教材を買わされると思って「何もありません。」と告げて断り、電話を切った。

しかし、同販売員が直後に再度電話をかけてきたため、Aは、前回と同様に断った上で電話を切ったが、同販売員がさらにもう1度電話をかけ直してきたため、Aは、また電話を切ってもかけ直してくれば同じであると考え、嫌な気分であったが、同販売員の話聞くことにした。

同販売員は、「契約書が残っており、契約書の内容がそのようになっています。」「資格を取らないあなたがいけない。」等と告げて、執拗に勧誘を続けた。

さらに同販売員が「教材を買って講座を終わりにするか、法律が変わるたびに教材を買って講座を継続していくかどちらか一つを選ばなければなりません。」「あなたが、二つのうちどちらも選ばないとするなら、当社も弁護士をたてて裁判に持っていきますよ。」と脅しがかったような口調で勧誘したため、裁判になったら大変だと不安に感じ、仕方なく教材を購入する旨告げた。

【アドヴァンス社の事例】

アドヴァンス社の販売員は、かつて宅建の資格講座を運営する会社と同講座に関する契約を結んだことのある消費者Bの職場に電話をかけ、アドヴァンス社がこの会社から業務委託を受けた旨を告げた上で、契約を終了するための講座を受講するかどうかを尋ねた。

Bは、受講する気はないと答えたところ、「宅建の教材の大幅な改正があったので、継続、終了のどちらでも、新しい教材を購入しなければならない」、「当初の契約でそのようになっていますよ。」等と告げて、販売している書籍を教材と称し購入を勧誘した。Bは過去の契約書を確認すると告げて電話を切った。

後日、同販売員が「契約書はありましたか。」と再度電話をかけてきたので、Bが以前の契約時に新たな教材の購入が義務付けられたような契約書はもらっておらず、当該契約書の写しを送付するよう言ったところ、同販売員は「顧客の情報はそんな簡単には送れません。」と拒否した。このためBが、「続ける気持ちはありません。」と断ったところ、同販売員は、「終了するのであれば、教材を購入しなければならない。」、「48万円かかります。」等と告げて執拗に教材の勧誘を続けた。Bは、2時間近くの間、同じような押し問答が続いたため、このままでは周りにも会社にも迷惑をかけると思い、この会話を終わらせるために仕方なく教材を購入する旨告げた。